

2014年3月

お客様各位

販売会社 SMBC日興証券株式会社

外国投資信託  
「日興アロー・ファンド グローバル・マルチ・ストラテジー(償還済)」  
における救済措置の申請手続きのお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。  
平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

外国投資信託「日興アロー・ファンド グローバル・マルチ・ストラテジー(償還済)」(以下、「当ファンド」といいます。)は、2008年12月11日に逮捕されたマドフ氏が関与する詐欺事件の被害を受けた「Luxembourg Investment Fund US Equity Plus」を6.48%(2008年11月17日現在)組み入れておりました。

このたび米国司法省は、マドフ救済基金(以下、「MVF」といいます)を設立し、MVFを通して被害者の方に直接お金を払い出す救済策を発表いたしましたのでご連絡させていただきます。

米国司法省によりますと、MVFによる救済を受けるためには、お客様ご自身により、救済措置の申請書に記入していただく必要がございます。当ファンドに係る救済措置を受けるためには、2008年12月11日時点で当ファンドにご投資いただいていたことが要件となります。申請書提出の締切日は、これまで2月28日(消印有効)となっておりますが、この度、米国司法省が申請期限を4月30日(消印有効)まで延長する旨を発表したことから、お客様の負担を軽減するため、お客様に記載いただいた申請書を弊社でとりまとめ、残高証明書等の必要書類を添付のうえ、一括して、MVFに提出させていただくことが可能となりました。

つきましては、弊社から申請書等を提出することに同意いただけるお客様は、弊社より書類一式を3月14日以降順次送付等させていただきますので、後記の要領で、お手続きをいただきますようお願い申し上げます。

なお、上記の手続きが完了した場合であっても、お客様の申請をMVFが必ずしも承認するかどうか確定していないことに加え、お客様の申請が承認された場合であっても救済金額や支払い時期が未定であることをご了承ください。また、お客様が申請書を作成される際の誤記載、記入漏れ、または紙面の紛失等に起因して、お客様がMVFからの支払いを受ける権利を喪失することについて、弊社は責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

また、救済金額のお受取りに関する手続きにおいて、日本への送金手数料や通信費等の必要経費がかかる場合がありますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

この度は、お客様に多大なご負担をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点等ございましたら、お取引店担当者または日興コンタクトセンター(専用フリーダイヤル0120-250-927、受付時間:平日9:00~19:00 土日祝9:00~17:00)までご連絡ください。

敬具

**【お客様が作成された申請書等を弊社が一括してMVFへ郵送する際のお手続き】**

弊社からお届けする書類一式

- |   |
|---|
| <p>① 救済措置の申請手続きのお知らせ<br/>(注)「日興アロー・ファンド」グローバル・マルチ・ストラテジー(償還済)、ならびに「日興グローバル・ファンズ」オルタナティブ・ファンド」の片方、あるいは両方に対しての書面が同封されております。</p> <p>② 申請書(PETITION FORM IND)</p> <p>③ 申請手続きの手順書(個人用あるいは法人用)</p> <p>④ 申請書の和訳</p> <p>⑤ 返信用封筒</p> |
|---|

1. 申請書の作成: 「申請手続きの手順書」ならびに「救済措置の申請手続きのお知らせ」に記載された【お客様情報】をご参考に、「申請書(PETITION FORM IND)」の必要事項をご記入ください(お手元の控えにコピーをお取りください。)。申請書のご署名の欄を忘れずにご記入いただきますようお願いいたします。
2. 郵送手続き : 「救済措置の申請手続きのお知らせ」の右側半分をミシン目に沿って切り取っていただき、ご記入いただきました「申請書」とともに同封の返信用封筒にて投函ください。

弊社にご返信いただきたい書類一式

- |  |
|--|
| <p>① 救済措置の申請手続きのお知らせ(本書)の右側半分<br/>(注)お客様が申請するファンドに該当するものを全て同封ください。</p> <p>② 記入済みの申請書(PETITION FORM IND)<br/>(注)お手元の控えにコピーをお取りください。</p> |
|--|

3. 返送期限 : 平成26年4月11日(消印まで有効)  
(注)返送期限までに郵送いただけない場合は、所定の申請手続きができない場合がございます。
4. 留意事項 : 既にMVFへ提出されたお客様におかれましても弊社へご提出をお願いいたします。

記入済みの申請書を弊社宛に郵送していただくことをもちまして、お客様の申請に必要とされる個人情報を弊社からMVFへ提供することに同意いただいたものとして取り扱わせていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

**※ お客様ご自身で申請書をMVFへ提出される場合のお手続き**

お客様ご自身で申請書をMVFへ提出される場合は、取引明細を含む残高情報を添付のうえ、MVF宛に郵送(国際郵便に伴う費用をご負担いただきます)していただく必要がございます。

本手続き方法を選択されたお客様は、「証明依頼書」をお取引店担当営業員に依頼のうえ、「取引明細・残高証明書」を請求ください(本件についてのみ発行手数料は無料とさせていただきます)。さらに、「申請手続きの手順書」を参考にして、「申請書(PETITION FORM IND)」に必要事項をご記入いただき、「取引明細・残高証明書」のコピーと併せて、下記の宛先まで郵送ください。郵送期限は、2014年4月30日(水)の消印まで有効とされておりますが、お早目のご対応をお勧めいたします。なお、申請書のコピーはお手元に保管ください。

郵送先

Madoff Victim Fund  
P.O. Box 6310, Syracuse, NY 13217-6310, USA